

鈴鹿市省エネ家電製品購入促進事業補助金の実施について

原油価格高騰の影響により、エネルギー費用負担が増大している家庭に対し、エネルギー消費性能の優れた家電製品の購入を促進し、家庭でのエネルギー消費量及び費用負担の軽減を図るため、省エネ家電購入費用の一部を補助します。

1 実施期間

- ・購入対象期間
令和4年12月1日(木)から令和5年2月5日(日)まで
- ・申請受付期間
令和4年12月12日(月)から令和5年2月15日(水)まで
※申請が予算枠に達した時点で、受付を終了します。

2 対象者

鈴鹿市内に所在する店舗から新品の「対象家電製品」を購入・設置した鈴鹿市に住民登録がある方
※世帯主限定ではないが、一世帯あたり1回限り

3 対象家電製品

- 省エネ基準達成率100%以上の次の製品
- ・エアコン
 - ・冷蔵庫(冷凍庫)
 - ・テレビ
 - ・照明器具(LED電球・ランプのみの購入は除く)

4 補助金額

- 対象家電製品購入額(税抜)が
- ・合計15万円以上の購入 30,000円
 - ・合計10万円以上15万円未満の購入 20,000円
 - ・合計5万円以上10万円未満の購入 10,000円

5 周知

- ・鈴鹿市ホームページ内に特設ページを開設
 - ・広報すずか12月20号 折込チラシ
 - ・鈴鹿市内電器店へチラシ配付
- ※その他、鈴鹿市SNSを活用して周知を図る。